

広 報

2022年4月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※5月のレセプト提出日は **5月9日（月）**です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 令和4年度日本薬剤師会有功賞（個人） 本会会員の授賞について

日本薬剤師会より、令和4年度日本薬剤師会有功賞（個人）授賞者が発表されました。
東京都薬剤師会では14名が授賞されましたが、豊島区では、保坂俊文先生が授賞されました。
誠にありがとうございます。

2) 令和4年度薬局製剤研修会のご案内

東京都薬剤師会より、実際に薬局製剤に触れていただく研修会が企画されております。
薬局製造業・製造販売業を始めるにあたっての疑問点を解消できる内容が予定されておりますので、是非ご参加下さい。

日時：令和4年6月5日（日）

A班：実習）9時00分～12時00分、講義）13時00分～15時00分（予定）

B班：講義）9時30分～11時40分、実習）12時40分～15時30分（予定）

内容：実習）「作ってみよう薬局製剤」

（薬局製剤製造指針に基づき数種類の薬局製剤の調製の体験）

講義）「薬局製剤と薬機法（仮）」、「知って得する薬局製剤の魅力（仮）」

及び「一緒に作ろう医薬品製造販売業の申請書」他

※A班、B班ともに同内容となります

場所：都内大学（申込開始時にご案内します）

受講対象者：薬剤師／薬学生

受講料：8,000 円

会員：1,000 円

会員薬局勤務の薬剤師：3,000 円

定員：各班 50 名（計 100 名、定員に達し次第締切）

申込期間・方法：決まり次第改めてご案内いたします

※研修受講単位：2 単位（予定）

※今後の感染状況によっては開催方法を変更されることがございます。

3) 「上手な医療のかかり方普及に係るお知らせ」の実施について

全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部より、複数医療機関を受診し 6 種類以上のお薬が出されている加入者に対し、かかりつけ薬局（薬剤師）及びお薬手帳の活用についてのお知らせを送付した旨連絡がありました。

詳細については別紙をご参照下さい。

対象患者からの相談等へのご対応をよろしくお願いいたします。

4) 医薬関係者からの医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品及化粧品の副作用、感染症及び不具合報告の実施要領について

部外品及び化粧品の報告について、従来の報告方法に加えて、ウェブサイトにて直接入力を行い、提出までを可能とする電子報告システムが構築され、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）への電子的な報告が可能となりました。

電子報告システムは機構のウェブページ上の報告受付サイトから利用可能です。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

添付資料をご参照下さい。

5) 令和 4 年度「健康サポート薬局に係る技能習得型研修」《研修会 A》の開催についてのお知らせ

今年度も「技能習得型研修（研修会 A 健康サポートのための多職種連携研修会）が開催されることになりました。

受講可能対象者は《研修会 B》を受講済など条件があります。

詳細は別紙をご参照下さい。

《研修会 A》令和 4 年 6 月 19 日（日）12:00～16:30

受講受付：会員 5 月 10 日（火）10:00～

一般 5 月 17 日（火）10:00～

6) 妊娠とくすりに関するポスターおよび啓発動画のご紹介

「妊婦・授乳婦における医薬品の安全性に関する情報提供の在り方の研究」研究班が立ち上げた「一般医療者と一般女性に対する妊娠・授乳中の薬剤使用の情報提供の在り方検討 WG」が作成した若年教育現場向け・臨床現場向けの啓発資材（ポスター、動画）が日本薬剤師会ホームページの「薬剤師・薬局関連情報」のページに掲載されております。

是非ご活用ください。

【啓発ポスターについて】

形式：印刷物、PDF ファイル

対象：薬を使用中あるいは使用する可能性のある妊娠可能な年齢の患者

活用方法：薬局の待合室での掲示または服薬指導時に提示等

【啓発動画について】

形式：動画形式（約7分）

対象：思春期の男女

活用方法：学校の授業や若年への教育の場でご活用いただく

<https://www.nichiyaku.or.jp/pr-activity/document/medicine.html>

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 複数医療機関受診への対応について

すでに情報提供させていただいておりますが、複数の患者が複数の医療機関を受診し、大量の向精神薬を入手している事実が判明しております。

豊島区国民健康保険課、池袋保健所、東京都薬剤師会、日本薬剤師会、社会保険支払基金、警察へ連絡・相談いたしました。どの機関も対処するために動くことはないようです。

薬局の対応として、医師の正しい診断のもと発行された処方箋ならば調剤することに問題ないことを確認しておりますので、処方箋を応需する場合には、①重複受診をしていないか確認する、②服薬指導を行い、薬歴にきちんと記載する、ようお願い致します。

なお、引き続き重複受診の情報がありましたら、事務局までお知らせください。

また、新たな情報が入りましたら速やかにお知らせ致します。

2) 豊島区薬剤師会ホームページリニューアルについて

当会ホームページを全面リニューアルいたしました。

今回のリニューアルでは、皆様により使いやすく、より分かりやすいWEBサイトを目指し、レイアウトやデザインを一新しました。

パソコンの他にスマートフォンやタブレットからアクセスした際にも、より使いやすく快適にご利用いただけるホームページになっております。

また、一層安全に当ウェブサイトをご利用いただけるよう、すべてのページについて、常時SSL化を実施いたします。

常時SSL化（https化）はインターネット上でやり取りされるデータを暗号化することで安全に送受信し、「改ざん」や「なりすまし」等を防ぐ仕組みです。

■URLがhttpからhttpsに変更になりました。

（例：トップページ）

変更前 <http://www.toyoyaku.jp>

変更後 <https://www.toyoyaku.jp>

なお、【http】のままアクセスされた場合でも、自動的に【https】に切り替えられますが、ブックマークやお気に入り登録されている場合や当ウェブサイトへのリンクを掲載されている場合には、お手数ですが変更後のURLへの変更をお願いいたします。

■会員向けページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

3) 新型コロナワクチン配付事業について

新型コロナワクチンの第3回目接種のため、接種拠点施設へ配付を行う事業が令和4年1月より再開されております。

なお、モデルナワクチン、および5～11歳用ファイザーワクチンについても同様に当会が配付を開始しております。

また、4月より接種拠点施設においてファイザーとモデルナ両方の取り扱いが可能となりました。両者の取り扱い施設については拠点薬局へお知らせいたします。

拠点薬局におかれましては、引続きよろしくお願いいたします。

4) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

会員入会

佐伯 美和 (B) 西池薬局
前原 直之 (B) 北池薬局

会員退会

齋藤 善雄 (A) こもれび薬局 巣鴨1-40-5
劉 玉昆 (賛) いるか薬局 上池袋1-38-10

会員変更

堂元 かおり (A) → 松野 紗也 (A) 南長崎薬局
平林 宏子 (A) → 伊藤 輝彦 (A) アイランド薬局北大塚店
前原 直之 (A) → 稲吉 千穂子 (A) ことり薬局

会員数報告

A会員 110名
B会員 15名
賛助会員 2名
合計 127名

保険部より

1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(オンライン服薬指導) (04.4. 都薬事務連絡)

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が4月1日に施行され、その取扱い並びに留意事項等が示されましたのでご確認ください。

★オンライン服薬指導に係る変更点概要

- 実施の都度、薬剤師の判断・責任により、初回からオンライン服薬指導の実施が可能。
- 処方箋について、従前はオンライン診療又は訪問診療を行った際に交付された処方箋がオンライン服薬指導の対象とされていたが、今後は診療の形態に関わらず全ての処方箋が対象。
- 薬剤について、従前はこれまでに処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤の場合がオンライン服薬指導の対象とされていたが、今後は原則として全ての薬剤がオンライン服薬指導の対象(なお、初診の場合には処方しないこととされている薬剤(麻薬や向精神薬等)がある)。
- 「服薬指導計画」の策定に代えて、必要事項を示した上で行うこと。
- オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

全文詳細はこちら(保険部ページ)をご確認ください。

<https://drive.google.com/file/d/18zQQPjsomZHyywageqYyBnao0ys13bW7/view?usp=sharing>

2) 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
チェストベリー乾燥エキス	令和4年4月3日

3) 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて(04.4.8 都薬事務連絡)

標記につきましては令和3年9月27日付日薬業発第225号(また、陳列・広告等に関する取扱いの一部変更等の留意事項につきましては令和3年11月19日付日薬業発第289号)にてご案内したところですが、本事務連絡はその一部を改正するものであり、主な変更点は以下の通りです。

- **事務連絡**「第2 薬局において販売する場合の対応」の(1)中、陰性の場合の対応として「抗原定性検査の性質上、感染の可能性が否定されたものではない」旨が追記されました。併せて、**別添1 (購入希望者への説明文書)**についても同様の説明が追加され、「無症状者への使用は推奨されない」旨の記載が削除されました。
- **別添2 (販売時の確認書への署名)**が廃止となりました。

購入希望者への説明に関しましては、抗原定性検査の性質上、体内のウイルスが少ない場合等には正確な結果が得られない場合があること、また、偽陰性の可能性もあるため、症状がある場合には確実に医療機関への受診につなげるよう、引き続き丁寧な説明が必要です。

また、販売時の確認書への署名は不要となりましたが、医療用抗原定性検査キットは薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売にあたっては販売記録の保存が引き続き必要ですのでご注意ください。

薬局で抗原定性検査キットを購入する方へ 別添

1 はじめに
保護が弱いことを自覚した場合は、出勤や通学を行わず、医療機関を受診してください。
*体調が気になる場合等にセルフチェックとして本キットを使用し、陽性の場合は、速やかに医療機関を受診してください。
*陰性の場合でも、抗原定性検査の性質上、感染の可能性が否定されたわけではなく、偽陰性(違って陰性と判定されること)の可能性もあるため、症状がある場合には医療機関を受診してください。
*症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

※症状がない時に使用した場合、結果が正しく出ない可能性があります。

別添2

2 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方を確認してから検査を実施します。**

(参考) 検査に関する注意点、使い方等
以下の3に記載する「一般的な検査手順と注意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。
厚生労働省関係HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_0027_0.html



- 抗原簡易キットを活用した検査実施方法等について、十分に理解した上で、自ら検体の採取等を行い使用します。
- 抗原簡易キットを活用した検査の結果が陽性となった場合には、医療機関を受診します。検査の結果が陰性の場合でも、偽陰性(違って陰性と判定されること)の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診します。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を行います。
(かかりつけ医又は地元の医療機関:)

- ② **鼻粘膜くい液を、自分で採取して検査を行います。**

- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。



令和 年 月 日

氏名: _____ 年齢: _____

4) 「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

令和4年3月31日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始されました。これにより、保険医療機関等から地方厚生(支)局への申請・届出のうち、書面による提出を必要としていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となりました。本システムの活用にあたって必要となる手続きや、お問い合わせ窓口等について示されております。また、令和4年4月20日より本システムへのログインが可能となりました。

詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryuhoken/index_00002.html

5) 調剤された薬剤の薬局からの配送等について(04. 4. 16 都薬事務連絡)

調剤された薬剤の薬局からの配送等については、オンライン服薬指導に係る厚生労働省医薬・生活衛生局長通知において留意事項等が示されているところですが、当該配送等の基本的な考え方について整理されました。

詳細はこちら（保険部ページ）をご確認ください。

https://drive.google.com/file/d/1j6UwYQCiwO_t8F-zsB2pHNZW0qIys0f/view?usp=sharing

6) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が作成されました。今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和4年4月1日に施行することに伴い、ガイダンスの一部が改正されました。

詳細はこちら（保険部ページ）をご確認ください。

https://drive.google.com/file/d/1x9Rtv7UISqiFIukZiJwNeu9Tare4_DS/view?usp=sharing

7) 【再掲】 保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvj16An3GWZy3JDSIglSOTVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

5月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和4年5月18日（水）20:00-21:35

場所：今回は情報通信機器（Microsoft Teams）を用いて実施いたします。

内容：「最新の心不全治療（仮）」

講師：東京都立大塚病院 循環器内科 弓場 隆生 先生

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆オンライン開催により、申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和4年5月2日（月）9:00～5月13日（金）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1) 【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

5月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

5月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
1日(日)	いろり薬局	さの薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	駒込中央薬局
3日(日)	上池袋薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	西池薬局	北池薬局
4日(土)	ことぶき薬局 巣鴨店	池袋駅前げんき薬局	ヒバリ薬局	あうる薬局
5日(日)	いちよう薬局	こまごめ薬局	いちよう薬局	めぐみ薬局
7日(土)			あかまつ薬局	あうる薬局
8日(日)	あけぼの薬局 南長崎店	池袋駅前げんき薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	佐藤薬局
14日(土)			平和通り保健薬局	あうる薬局
15日(日)	さの薬局	こまごめ薬局	ポラム薬局	めぐみ薬局
21日(土)			ダリヤ大塚台薬局	北池薬局
22日(日)	上池袋薬局	あうる薬局	池袋駅前げんき薬局	めぐみ薬局
28日(土)			あかまつ薬局	北池薬局
29日(日)	アリス薬局 大塚店	あけぼの薬局 南長崎店	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	北池薬局

長崎休日診療所派遣

5月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

5月	
1日(日)	エンゼル薬局
3日(火)	長崎調剤薬局
4日(水)	西池薬局
5日(木)	よつば薬局池袋西口店
8日(日)	西池薬局
15日(日)	エンゼル薬局
22日(日)	西池薬局
29日(日)	長崎調剤薬局

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2022年3月売上金額	¥3,712,950-
2022年3月仕入金額	¥1,949,596-

○相談件数

3月	件数
薬局からの在庫確認	245
薬局からの処方箋応需	2
患者からの処方箋応需	2
医療用医薬品についての相談	1
医療機関の紹介	1
一般用医薬品についての相談	1
その他	7
合計	259

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

3月	休日夜間	35枚
	その他	303枚

○情報発信

保険診療、調剤制度あれこれ

最近気になった3点について記載いたします。

① 後発除外

本年4月1日以降、レバミピド錠 100mg、ポビドンヨード含嗽用液 7%、カルベジロール錠 1.25mg、バルプロ酸 Na 錠 200mg などが後発品の数量シェア（後発率の計算式）から除外されました。

特にレバミピド錠 100mg は使用数量が多い薬局が一定数存在すると思われるので、後発医薬品調剤体制加算の算定に影響を及ぼすかもしれません。

（参考）

※後発医薬品の数量シェア（置換え率）＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

＝〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕／（〔2で分類される品目の数量（☆を除く）〕＋〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕）

1：後発医薬品がない先発医薬品

2：後発医薬品がある先発医薬品

3：後発医薬品

☆：分母にも分子にも入らない先発医薬品

★：分母にも分子にも入らない後発医薬品

（☆☆を分母分子から除外する理由：先発と後発の薬価差がほぼない等の理由から）

↓

後発医薬品置換え率＝〔3-★〕÷（〔2-☆〕＋〔3-★〕）

② 経過措置

製造メーカーとレセコンメーカーで意見の相違が発生する事態がありました。

（事例）ベギンクリーム（現、尿素クリーム「フジナガ」）

製造メーカー（藤永製薬）：昨年9月末経過措置期間満了

レセコンメーカー（ユニケ）：経過措置期間記載なし。

ユニケに確認したところ、厚生労働省保険局が運営している診療報酬情報提供サービスの医薬品マスタにおいて経過措置期間満了日が記載されていないためとのことでした。

そこで関東信越厚生局に問い合わせしたところ、

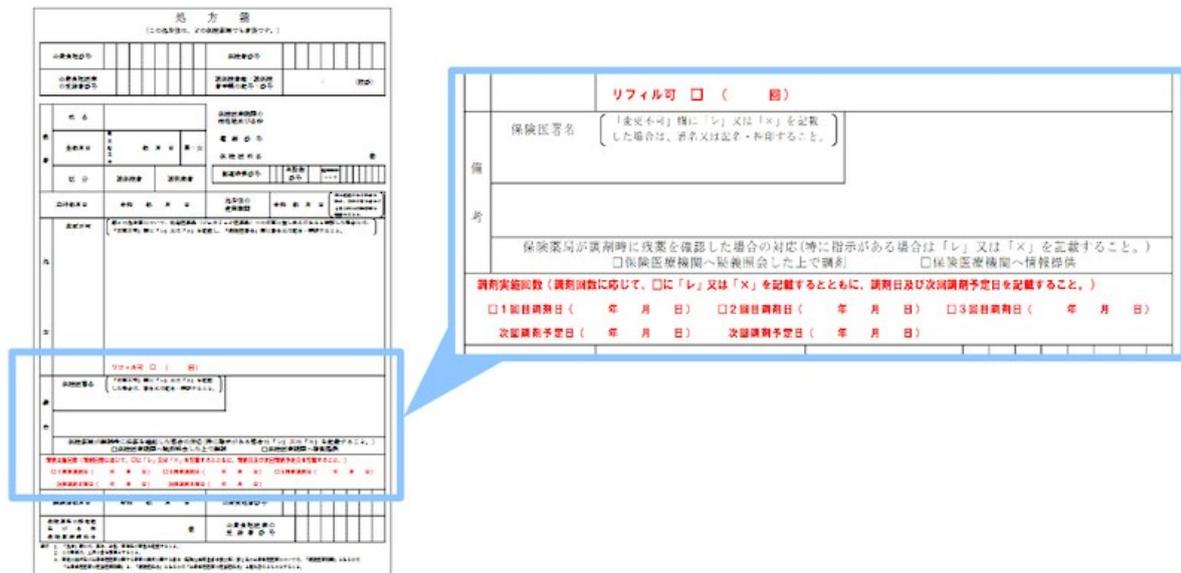
厚生省が告示していないため、診療報酬情報提供サービスの医薬品マスタにおいて記載がない。そのため、保険請求可との回答でした。実際、旧名称（ベギンクリーム）にて昨年11月分を保険請求しま

したが、現在まで返戻になっていません。

製造メーカーにおける発表だけでなく、オンライン請求できるかも確認した方がよいと思われます。

③ リフィル処方箋

本年4月1日以降、運用が始まりましたが、下記の記載がない処方箋が散見されています。



この点についても関東信越厚生局に問い合わせしたところ、本年9月末まで経過措置期間ということでした。言い換えれば、10月1日以降は必須記載となります。

以上のような事項の注目度はあまり高くないと思われますが、押さえておくべきポイントであることに違いありません。

今後もこれらのような点について、随時取り上げていきたいと考えています。

文責 河添

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
3月	1,167	1,272	53	64	82	101

理事会報告

2022年4月20日（水）午後8時30分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。
出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事
大澤監事 廣田監事

○報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会会長会」資料報告
2. 学術・DI 担当報告
3. 防災公衆衛生担当報告
4. 総務・会計担当報告
5. 保険担当報告
6. 地域医療担当報告
7. 池袋あうる薬局担当報告
8. 「池袋保健所の本移転について（案）」のパブリックコメント実施に関する協力依頼報告
9. 多受診・複数回処方報告

○協議事項

1. 通常総会及び監査会の開催予定の日時及び場所の件
通常総会、監査会、6月度理事会の日程及び場所が決定された。
2. 通常総会開催方法（委任状もしくは議決権行使書提出）の件
現地での出席を前提とし出席が出来ない会員は委任状もしくは議決権行使書を提出することが承認された。
3. 職員給与の件
令和4年度の職員給与が決定された。
4. 豊島区保健福祉審議会委員推薦の件
佐野会長を引き続き委員として推薦することが決定された。
5. 令和4年度豊島区在宅医療連携推進会議委員推薦の件
佐野会長及び小林理事を引き続き委員として推薦することが決定された。
6. 豊島区薬剤師会勉強会の開催申請の件
東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度を通じて開催申請していく案が承認された。
7. 班編成見直しの件
運営上の現状を考慮した班編成の見直し案が承認された。
8. 佐久間薬剤師退職金の件
池袋あうる薬局に勤務していた佐久間薬剤師への退職金の支給について承認された。
9. 緊急医療救護所の災害用医薬品入替作業担当薬局の件
緊急医療救護所の池袋病院の災害用医薬品入替作業担当薬局交代について決定された。
10. 薬事衛生自治指導の件
依頼する指導員候補について決定された。

○審議事項

1. 新会員入会承認の件
西池薬局佐伯美和先生のB会員としての入会及び北池薬局前原直之先生のB会員としての入会が承認された。
2. 理事・監事改選の件
黒須理事を選挙管理委員に任命し、今後の立候補等の手順が進められることとなった。

豊島区薬剤師会の活動（3月）

- 3 / 2 アトリエ村地区多職種連携の会
- 3 東京都薬剤師会 薬局実務実習受け入れのためのエリア担当者会議
池袋あうる薬局運営委員会
- 5 豊島区在宅医療連携推進会議交流会
- 7 豊島区訪問看護ステーション部会 勉強会
- 9 ふくろうの杜多職種連携会
レセプト受付
豊島区薬剤師会 理事会
- 1 2 東京都薬剤師会 調剤報酬改定に関する医療保険地区指導者研修会
- 1 9 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
- 2 3 豊島区薬剤師会 勉強会
- 2 5 豊島区 防災会議
豊島区薬剤師会 臨時総会
- 2 6 東京都薬剤師会 臨時総会

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することにしました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

- 注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしていません。)
- 受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日
- 受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アレグラ錠30mg	錠	
内	エキセメスタン錠25mg「NK」	錠	
内	ガスマチン散1%0.5g	包	
内	クラシエ六君子湯エキス細粒（KB-43）3g	包	
内	セレキノ錠100mg	錠	
内	タンニン酸アルブミン「ニッコー」	g	
内	ノバミン錠5mg	錠	
内	ビラノアOD錠20mg	錠	
内	ピルシカイニド塩酸塩カプセル50mg「サワイ」	C	
内	フィコンパ細粒1%	g	
内	フラビタンシロップ0.3%	ml	
内	ペプリコール錠50mg	錠	
内	ロケルマ懸濁用散分包5g	包	
内	ワントラム錠100mg	錠	
外	ケラチナミンコーワクリーム20%25g	本	
外	ネリザ軟膏2g	個	
注	生理食塩液PL「フソー」20ml	管	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	アシノン錠75mg	
内	アダラートCR錠10mg	
内	アリセプトドライシロップ1%	
内	イグザレルト錠15mg	
内	ガスター錠10mg	
内	クラリスロマイシンDS10%小児用「サワイ」	
内	ゲンチアナ末「ケンエー」	
内	コリオパンカプセル5mg	
内	コロネル錠500mg	
内	サイレース錠2mg	
内	ザルティア錠5mg	
内	サワシリン錠250	
内	ジスチグミン臭化物錠5mg「テバ」	
内	スタレボ配合錠L100	
内	セパゾン錠1	
内	セレコックス錠100mg	
内	ゾーミッグRM錠2.5mg	
内	炭酸リチウム錠100mg「アメル」	
内	タンニン酸アルブミン原末「マルイシ」	
内	チラージンS錠100μg	
内	ツムラ桂枝湯エキス顆粒（T-45）	
内	ツムラ黄耆建中湯エキス顆粒（T-98）	

内	ツムラ三黄瀉心湯エキス顆粒 (T-113)	
内	ツムラ滋陰降火湯エキス顆粒 (T-93)	
内	ツムラ大柴胡湯エキス顆粒 (T-8)	
内	ツムラ当帰飲子エキス顆粒 (T-86)	
内	ツムラ六味丸エキス顆粒 (T-87)	
内	ツムラ茵陳五苓散エキス顆粒 (T-117)	
内	デパケン錠200mg	
内	ノルバデックス錠10mg	
内	パロキセチン錠20mg 「アスペン」	
内	フロセミド錠40mg 「武田テバ」	
内	プロプレス錠2	
内	ベイスン錠0.2	
内	ホスリボン配合顆粒	
内	ホスレノールOD錠250mg	
内	ミドドリン塩酸塩錠2mg 「サワイ」	
内	ミネプロ錠1.25mg	
内	メマリー錠5mg	
内	リスパダール錠1mg	
内	リリカカプセル75mg	
内	ルボックス錠25	
内	ロナセン錠2mg	
内	ロナセン錠4mg	
内	ワーファリン錠5mg	
外	イクセロンパッチ18mg	
外	エリザス点鼻粉末200 μ g 28噴霧用	
外	ベギンクリーム20%	
外	リノコートパウダースプレー鼻用25 μ g	

(別紙)

上手な医療のかかり方普及に係るお知らせについて

1. 通知書内容

レセプトを基に、6種類以上の薬の処方を受けている加入者に対し、処方該当月数とお薬手帳持参なしの該当月数を記載し、かかりつけ薬局（薬剤師）及びお薬手帳の活用について案内を記載しています。併せて、重複・多剤となった場合の身体的・金銭的な影響についても記載しています。

2. 対象者の抽出条件

①対象期間（対象レセプト）

令和2年5月から令和3年6月診療分

②対象者

以下の要件をすべて満たす者

- ・20歳以上の東京支部加入者
- ・2医療機関以上で、6剤以上の薬が処方されている月が3月以上ある（処方日数14日以上）
- ・「薬剤服用歴管理指導料（3月以内再度処方箋・手帳あり）」が算定されており、その翌月以降に「薬剤服用歴管理指導料（3月以内再度処方箋・手帳なし）」が算定されている

※がん・精神疾患・指定難病・HIV・腎不全・人工透析者は除外

③対象者数

4,833件

3. 発送日

令和4年3月下旬

140-0001
東京都品川区北品川1-19-5
コーストライン品川ビル5階

日本 太郎 様

バーコード

通知番号:13000001

10000001#

❗ 内容を必ずご確認ください

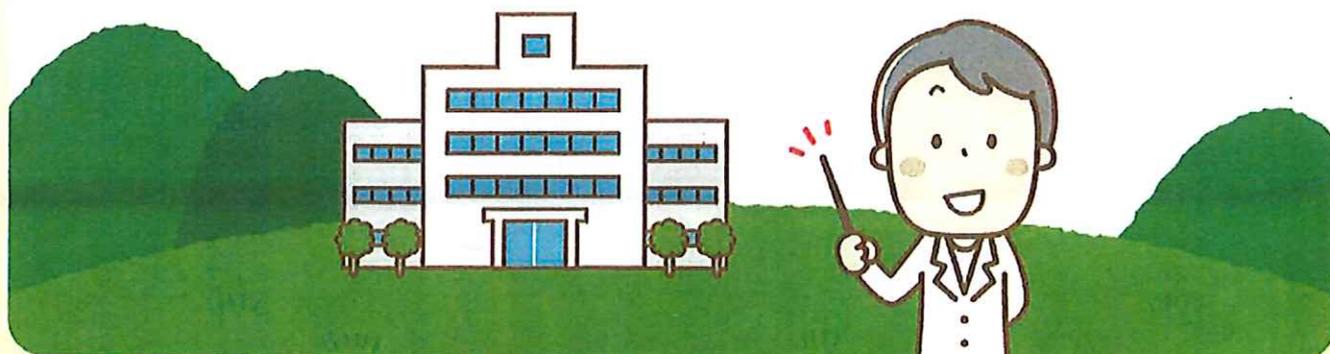
このお知らせに関するお問い合わせは
下記担当まで

全国健康保険協会 東京支部
03-6853-6111 (音声案内 3番)
(土、日、祝日を除く 8:30~17:15)

協会けんぽ東京支部からのお知らせ

加入者の皆さまの医療機関の受診状況や薬局の処方状況から、複数医療機関に受診し6種類以上のお薬が処方されている方を対象に、服薬に関する情報をお送りいたします。必要以上に多くのお薬が処方されている場合には、お身体に影響が及ぼすことをご理解願います。

お薬の処方を受ける際には、かかりつけ薬局(薬剤師)をもち、お薬手帳の持参をおススメします。お薬についてご不安なことがございましたら、薬局(薬剤師)に相談してみましよう。



本通知はあなたの服薬情報をもとにお送りしています。
ぜひ内容をご確認ください。



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

あなたの服薬情報

令和2年5月から令和3年6月の期間で

お薬が6種類以上処方

該当する月が3回ありました

お薬手帳持参なし

該当する月が4回ありました



あなたの服薬情報は、レセプトの情報をもとに作成しました。

かかりつけ薬局(薬剤師)をもちましょう

薬について、相談できる「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。
複数の医療機関にかかっている場合には、同じ作用の薬の重複や複数の薬の飲み合わせなどをチェックしてくれるため、安心してお薬を使用することができます。

お薬手帳を持参しましょう

お薬手帳は処方されたお薬の名前や用法・用量を記録するための手帳です。
医療機関を受診される際は必ず持参し、医師や薬剤師にお見せください。

Q お薬手帳のメリットって？

お薬手帳を1冊持つことで、適切な処方につながります！

医師や薬剤師がお薬の飲み合わせやお薬の重複を確認できるため、
お身体の負担軽減にもつながることがあります。
また、災害などの緊急時にはお薬手帳の記録から新たな処方を受けることができます。

Q お薬手帳を持参しないと医療費が高くなる？

定期的に薬局に行かれる方は、お薬手帳を持参しないと自己負担額が高くなる場合があります！



通院の際のポイント

お薬が6種類以上処方

お薬のお悩みがある時は
薬局(薬剤師)に相談しましょう!

お薬手帳持参なし

お薬手帳は忘れずに必ず持参しましょう!
複数冊お持ちの場合には1冊にまとめましょう。



すでに薬局にてご相談されている加入者の方にもご案内が届いている場合がございます。

お薬が増えると、こんな心配があります

同じ時期に複数の医療機関を受診し、それぞれの処方内容を医師や薬剤師が把握できなかった際に、**重複・多剤服薬になる場合があります。**

お薬の管理や服薬が
大変になり、
飲み忘れや飲み間違いに
つながることがある

身体に影響を及ぼす、
お薬の相互作用を
引き起こすことがある



重複・多剤服薬により
こんなことが起こるかも…



＼ 重複・多剤服薬は医療費にも影響 /

医療費の負担が大きくなります

同じ薬効のお薬が複数の医療機関で
重複して処方されるなど、
治療に必要な数量以上にお薬を
もらっている可能性があります。



医療保険財政の負担も大きくなります

医療費に関して私たちが負担するのは
1割から3割程度ですが、
残りの医療費は医療保険財政から
負担しています。



こんな経験ありませんか？



お役立ち情報を公開しています /

全国健康保険協会では、加入者の皆さまにお役立ち情報を発信しています。ぜひご確認ください。

メールマガジンのご登録で最新の健康情報をゲット！

東京支部メールマガジン「健康サポートマガジン」

健康づくりに関する身近な情報や健康保険制度改正等の最新情報をお届けしています。また、災害などの緊急性の高い内容については、臨時でお送りしています。

ご登録を
お待ちしております!!



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

別添

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領

1. 本制度の趣旨

本制度は、日常、医療の現場においてみられる医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によって発生する健康被害等の情報（副作用情報、感染症情報及び不具合情報）を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項に基づき医薬関係者等が厚生労働大臣に報告する制度であり、報告された情報についての専門的観点からの分析、評価を通じ、必要な安全対策を講ずるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供し、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の市販後安全対策の確保を図ることを目的とする。

2. 制度の概要

(1) 報告者

報告者は、薬局開設者、病院又は診療所の開設者、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他病院等において医療に携わる者のうち業務上医薬品、医療機器又は再生医療等製品を取り扱う者とする。

(2) 報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合（医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。）の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報（症例）であり、具体的には以下の事項（症例）を参考にすること。なお、医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となりうる。

- ① 死亡
- ② 障害
- ③ 死亡につながるおそれのある症例
- ④ 障害につながるおそれのある症例
- ⑤ 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例（③及び④に掲げる症例を除く。）
- ⑥ ①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦ 後世代における先天性の疾病又は異常
- ⑧ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生
- ⑨ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、①から⑦までに

掲げる症例等の発生のおそれのあるもの

- ⑩ ①から⑧までに示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生
- ⑪ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、⑩に掲げる症例の発生のおそれのあるもの

(3) 報告先

厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に副作用、感染症及び不具合報告に係る情報の整理を行わせることとしているため、報告者は機構に対してこれらの報告を行うこととする。

(4) 報告された情報の取扱い

報告された情報については、機構は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知するとともに、厚生労働省、国立感染症研究所（ワクチン類を含む報告に限る。）、機構で共有する。

また、原則として、機構から当該情報に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を供給する製造販売業者等へ情報提供する。機構又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を実施する場合があります。

(5) 報告された情報の公表

報告された情報については、安全対策の一環として広く情報を公表することがあるが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表しない。

なお、本報告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の対象となる。

(6) 報告用紙の入手方法等

機構のウェブサイトから入手可能である。なお、医療関係団体が発行する定期刊行物等への綴じ込みも行う。

(7) 報告方法

別紙 1 様式①、別紙 2 又は別紙 3 の報告様式を用い、以下のいずれかの方法により機構に対して報告を行う。なお、報告者に対しては、安全性情報受領確認書の交付を行う。

① ファックスによる報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課（0120-395-390）宛にファックスする。

② 郵送による報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課（〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル）宛に送付する。

③ 電子メールによる報告の場合

機構安全性情報・企画管理部情報管理課（anzensei-hokoku@pmda.go.jp）宛に電子メールを送信する。

④電子報告システムの場合

機構のウェブサイト上の報告受付サイト（<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>）にアクセスして入力し、電子的に提出する。なお、本システム利用に際しては、利用者登録を行う必要がある。

(8) 報告期限

特に報告期限を設けないが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに報告することが望まれる。

(9) その他

① 本実施要領は、原則として、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を対象としたものであるが、医薬部外品及び化粧品についても、本実施要領で報告対象となる情報を知った場合には、別紙1様式②の「医薬部外品・化粧品安全性情報報告書」を用い報告をお願いする。

② 健康食品・無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害については、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（平成14年10月4日付け医薬第1004001号厚生労働省医薬局長通知）に従い、最寄りの保健所に連絡いただくことをお願いする。

③ 医薬品又は再生医療等製品の副作用による健康被害については医薬品副作用被害救済制度が、生物由来製品又は再生医療等製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品感染等被害救済制度が、それぞれあることをご了知いただきたい。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介いただくことをお願いする。

④ 本制度における報告に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号に掲げる場合に該当し、「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の適用除外であるため、報告に当たっては安全対策のために必要かつ十分な情報の提供をお願いする。

<input type="checkbox"/>	医療用医薬品	医薬品安全性情報報告書 ☆医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。			化粧品等の副作用等は、様式②をご使用ください。		
<input type="checkbox"/>	要指導医薬品				健康食品等の使用によると疑われる健康被害につ		
<input type="checkbox"/>	一般用医薬品				いては、最寄りの保健所へご連絡ください。		
患者情報	患者イニシャル	性別	副作用等発現年齢	身長	体重	妊娠	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳(乳児: ヶ月 週)	cm	kg	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(妊娠 週) <input type="checkbox"/> 不明	
	原疾患・合併症	既往歴	過去の副作用歴	特記事項			
1.	1.	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	飲酒 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 喫煙 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 アルギ* <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他()				
2.	2.	医薬品名: 副作用名: <input type="checkbox"/> 不明					
副作用等に関する情報	副作用等の名称又は症状、異常所見	副作用等の重篤性 「重篤」の場合、<重篤の判定基準> の該当する番号を()に記入	発現期間 (発現日 ~ 転帰日)	副作用等の転帰 後遺症ありの場合、()に症状を記入			
	1.	<input type="checkbox"/> 重篤 → () <input type="checkbox"/> 非重篤	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()			
	2.	<input type="checkbox"/> 重篤 → () <input type="checkbox"/> 非重篤	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()			
<重篤の判定基準> ①:死亡 ②:障害 ③:死亡につながるおそれ ④:障害につながるおそれ ⑤:治療のために入院又は入院期間の延長 ⑥:①~⑤に準じて重篤である ⑦:後世代における先天性の疾病又は異常			<死亡の場合>被疑薬 と死亡の因果関係: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<胎児への影響> <input type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 不明			
被疑薬及び使用状況に関する情報	被疑薬(副作用との関連が 疑われる医薬品の販売名)	製造販売業者の名称 (業者への情報提供の有無)	投与 経路	1日投与量 (1回量×回数)	投与期間 (開始日~終了日)	使用理由 (疾患名、症状名)	
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			~		
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			~		
↑ 最も関係が疑われる被疑薬に○をつけてください。							
併用薬(副作用発現時に使用していたその他の医薬品の販売名 可能な限り投与期間もご記載ください。)							
副作用等の発現及び処置等の経過(記入欄が不足する場合は裏面の報告者意見の欄等もご利用ください。)							
年 月 日		※被疑薬投与前から副作用等の発現後の全経過において、関連する状態・症状、検査値等の推移、診断根拠、副作用に対する治療・処置、被疑薬の投与状況等を経時的に記載してください。検査値は下表もご利用ください。					
副作用等の発現に影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
有りの場合 → (<input type="checkbox"/> 放射線療法 <input type="checkbox"/> 輸血 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他())							
再投与: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 → 再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ワクチンの場合、ロット番号()							
一般用医薬品の場合: <input type="checkbox"/> 薬局等の店頭での対面販売 <input type="checkbox"/> インターネットによる通信販売							
購入経路 → <input type="checkbox"/> その他(電話等)の通信販売 <input type="checkbox"/> 配剤薬 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()							
報告日: 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。→ <input type="checkbox"/>)							
報告者 氏名: 施設名(所属部署まで):							
(職種: <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師、 <input type="checkbox"/> その他())							
住所: 〒							
電話: FAX:							
医薬品副作用被害救済制度及び : <input type="checkbox"/> 患者が請求予定 <input type="checkbox"/> 患者に紹介済み <input type="checkbox"/> 患者の請求予定はない 生物由来製品感染等被害救済制度について <input type="checkbox"/> 制度対象外(抗がん剤等、非入院相当ほか) <input type="checkbox"/> 不明、その他 ※一般用医薬品を含めた医薬品(抗がん剤等の一部の除外医薬品を除く。)の副作用等による重篤な健康被害については、医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度があります(詳細は裏面)。							

> FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。
 (FAX: 0120-395-390 電子メール: anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛)

報告者意見 (副作用歴、薬剤投与状況、検査結果、原疾患・合併症等を踏まえ、被疑薬と副作用等との関連性についてご意見をご記載ください。)

--

検査値 (投与前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。)

検査日 検査項目(単位)	/	/	/	/	/	/

「報告に際してのご注意」

- ▶ この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項に基づき、医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合にご報告いただくものです。医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合や一般用医薬品等の誤用による健康被害の場合もご報告ください。
- ▶ なお、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害については、任意の報告となるので、様式②をご使用ください。
- ▶ 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- ▶ 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構（PMDA）からその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。機構（PMDA）又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報については、厚生労働省、国立感染症研究所（ワクチン類を含む報告に限る）、機構（PMDA）で共有いたします。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ▶ 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- ▶ FAX、郵送又は電子メールによりご報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、機構（PMDA）のウェブサイトから用紙を入手してください。
(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>)
- ▶ 電子報告システム（報告受付サイト）によりご報告いただく場合には、機構（PMDA）ウェブサイト
(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>) をご利用ください。
- ▶ 医薬品の副作用等による健康被害については、医薬品副作用救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度があります [お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル）]。詳しくは機構（PMDA）のウェブサイト
(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>) をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度をご紹介願います。ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはなりません。また、法定予防接種による健康被害は、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、これらの救済制度の対象外となるため、具体的には市町村に問い合わせいただくようご紹介ください。
- ▶ 電子メール、FAX 又は郵送でご報告いただいた場合、施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- ▶ 電子報告システム（報告受付サイト）からご報告いただいた場合、利用者登録された電子メールアドレス宛に安全性情報受領確認書を送付いたします。
- ▶ ご報告は医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にお願いします。両面ともお送りください。

電子報告システム（報告受付サイト）：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>
電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp
FAX：0120-395-390
郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

4都薬会発第24号
令和4年4月16日

地区薬剤師会 会長 様

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

**令和4年度【健康サポート薬局に係る技能習得型研修】
《研修会A》の開催についてのお知らせ**

平素より本会会務の推進に関しご尽力賜り心よりお礼申し上げます。
今年度も「技能習得型研修(研修会A 健康サポートのための多職種連携研修会)」を開催することといたしましたので、以下の通りご案内申し上げます。

《研修会A》 令和4年6月19日(日) 12:00～16:30

受講受付： 会員	5月10日(火)	10:00～
一般	5月17日(火)	10:00～

つきましては、受講者を本会ホームページにて募集いたします。

対象者は、下記条件を満たしており、地区薬剤師会が計画する健康サポート薬局に係る技能習得型研修の開催予定日に都合がつかない薬局薬剤師とさせていただきます。会員薬局にその旨ご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、実施機関である日本薬剤師会より、遅刻・中途退出者への受講証明書の発行は一切認められない旨の注意喚起が行われておりますことを申し添えます。

受講対象者

- | |
|--|
| <p>①《研修会B》の受講証明書を取得している(近々に取得見込みも含む)
②知識習得型(日薬eラーニング)22時間分の受講証明書を取得している(近々に取得見込みも含む)
③更新※(有効期限の2年前から有効期限の間の再履修・修了)
上記①②両条件を満たす実務経験5年以上(1年未満に5年に到達する者も含む)の薬局薬剤師、もしくは③の条件を満たす薬局薬剤師</p> |
|--|

※更新申請は研修修了証の有効期限の2ヶ月前までに行う必要があるため、有効期限の【2年前以降～2ヶ月前】に、研修会Aの再受講及び更新申請を行ってください。

◆ 研修参加にあたっての留意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

- ・ 37.5度以上の発熱、咳、咽頭痛等、体調不良の場合にはご出席をお控えください。
- ・ 来場時の検温等において上記症状が判明した場合には、受講をお断りする場合がございます。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底をお願いいたします。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催中止となる場合があります。開催中止の場合には、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレスへご連絡いたします。また、併せて都薬ホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

<p>問合せ先： 薬局業務課(高橋・三浦) TEL：03-3294-0271 FAX：03-3294-7359 Mail：gyoumu@toyaku.or.jp</p>
--

研修会名：【健康サポート薬局に係る技能習得型研修】

《研修会A 健康サポートのための多職種連携研修会》

1. 開催日時：令和4年6月19日(日) 12:00～16:30 (開場 11:30、定刻まで入れません)
※規定により、遅刻・早期退出者には受講証明書の発行はいたしません。
2. 場 所：都薬近郊
3. 受講対象者：都内薬局勤務の《研修会A》受講希望薬剤師
4. 受講定員：概ね100名(先着順)(新型コロナウイルス感染症対策のため、密を避けて実施します)
5. プログラム(案)

挨拶
健康サポート薬局の基本理念(20分)
健康サポート薬局の理念(20分)
グループ討議(20分)
東京都における健康課題と健康増進施策、健康サポート薬局への期待(30分)
多職種の取り組み1(20分)
多職種の取り組み2(20分)
東京都の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について(10分)
演習とレポート作成(70分)
グループ討議(30分)
まとめ(5分)
(休憩含む) 計270分

※一部講義はDVD又は遠隔にて行う可能性があります。

6. 受講料：9,000円 / 会員 3,000円
7. 申込方法：令和4年5月10日(火) 10:00(一般は5月17日(火)10:00)より
都薬ホームページを参照の上お申し込みください。
受講対象者には払込先を連絡いたしますので、期限までに近隣の金融機関より
払い込みください。入金を確認後、メールにて受講票を送付いたします。
8. 受講方法：メールの案内に沿って印刷した「受講票」を持参し、開始時間までに受付手
続きを完了してください。
演習とレポート作成時間があります。筆記用具を必ず持参してください(赤と黒の
ボールペンは必須です)。
遅刻・中途退出者並びに欠席者への受講証明書の発行と返金はできません。
9. 受講証明書：受講並びに「レポート提出」完了を確認した後、「研修会A」の受講証明書を
送付いたします。

妊娠とくすりの 豆知識

お母さんと赤ちゃんのために、妊娠中もおくすりが必要な場合があります。主治医や相談専門機関に相談することが大切です。おくすりのことを知っておくことで安心して過ごすことができます。



Q. 妊娠中はくすりを使用できないでしょうか？

A. 妊娠中もくすりが必要な場合があります。くすりを全く使用できないと思う必要はありません。



Q. 病気のためにくすりを使用しています。妊娠を希望してもよいのでしょうか？

A. 病気が安定していることが重要です。病気があっても、妊娠されている方はたくさんいます。病気とくすりについて事前に主治医に相談することが大切です。



Q. 妊娠に気が付かずくすりを使用してしまいました。赤ちゃんに影響があるでしょうか？

A. ほとんどの薬は問題ありません。しかし、赤ちゃんへの影響はくすりや使用した時期によって異なりますので主治医の先生に相談してください。



Q. どこで相談すればよいですか？

A. まずは主治医に相談されるとよいと思います。妊娠と薬情報センターのような相談機関もあります。

詳しい情報は薬剤師におたずねください

作成：令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「妊婦・授乳婦における医薬品の安全性に関する情報提供の在り方の研究」研究班
研究代表者 村島 温子

4 都薬会発第 23 号
令和 4 年 4 月 16 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

「薬の影響を考える 臨床検査値ハンドブック 第 4 版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうが発行する、「薬の影響を考える 臨床検査値ハンドブック 第 3 版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「第 4 版」が発行されます。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| 1.名 称 : | 「薬の影響を考える 臨床検査値ハンドブック 第 4 版」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 じほう | |
| 3.判 型 : | B6 判、第 404 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 3,300 円(税込) |
| | 会員価格 | 2,970 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により
最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

地区薬剤師会
東京都薬剤師会 御中
(いずれかを○で囲って下さい)

斡旋図書 申込書

4 都薬会発第 23 号【4 年 4 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬局名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	斡旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	じほう	薬の影響を考える 臨床検査値ハンドブック 第4版 (定価 3,300 円)	2,970	地区薬 無 料 薬局・個人 550 円 " 10 冊以上 無 料	
2					
3					
4					
5					

※ 他の斡旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271